

誓約書

以下の事項を確認し、事実に相違ない場合はチェック をつけてください。

- 本補助金の対象として申請する事業所は、申請する時点で事業を継続しており、廃止する予定はありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所は、本補助金の交付申請時点において、加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金又は加古川市空き家活用支援事業補助金にかかる補助事業期間にはありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物の所有者ではありません。
- (店舗建物の所有者が法人の場合) 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物を所有する法人の役員及びその家族、従業員等ではありません。
- 本補助金の対象として申請する事業所の店舗建物の所有者とは民法(明治 29 年法律第 89 号)第 725 条に規定する親族関係又は生計を一にする関係は有しません。
- 宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体ではありません。
- 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係は有しません。

加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金の交付を申請するにあたり、上記の事項について誓約します。

誓約内容について事実に反する内容があった場合、本補助金についての交付決定が取り消されても異議はありません。

令和 2 年 月 日

申請者 (事業者)

本店 (社) 所在地

会社名称・商号

代表者職氏名

印

(法人の場合は法人代表者印)

【申請にあたっての同意及び注意事項】

- (1) 申請者は、申請日から補助金の交付を受けるまでの間に申請内容に変更がある場合、ただちに市に申し出なければなりません。
- (2) 申請書類の記載事項については、関係機関等への照会等、調査を行う場合があります。
- (3) (1) の申し出がない場合や、申請書類に事実に反する内容が含まれることが判明した場合は、この申請及び補助金の交付決定を取り消す場合があります。